

正社員転換・待遇改善実現プラン進捗状況（令和2年度分）

滋賀労働局

【目標】

（1）求職者等へのアプローチ									
番号	項目	目標	プラン策定時	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	計画期間累積（進捗率）
1	ハローワークによる正社員就職・正社員転換数	<b>47,500人(5年間)</b>	9,458人	9,381人	9,263人	8,894人	8,540人	6,167人	42,245人 88.9%
2	ジョブサポーターの支援による就職者数	<b>12,500人(5年間)</b>	2,607人	2,521人	2,227人	2,028人	1,828人	1,524人	10,128人 81.0%
3	公的職業訓練受講者の就職者数（雇用保険加入可能なもの）	<b>5,500人(5年間)</b>	663人(半年間)	1,401人	1,394人	1,198人	1,007人	826人	5,826人 105.9%
4	無期雇用派遣が平成29年6月1日時点の比率から	<b>4.5%ポイント増加</b>	25.6%(半年間)	27.9% (6/1現在)	30.2% (6/1現在)	30.2% (6/1現在)	41.9% (6/1現在)	数値集計中	
5	介護看護保育分野の就職者数	<b>12,000人(5年間)</b>	2,586人	2,578人	2,414人	2,219人	2,182人	2,000人	11,393人 94.9%

（2）事業所等へのアプローチ									
番号	項目	目標	プラン策定時	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	計画期間累積（進捗率）
1	ハローワークにおける正社員求人数	<b>210,000人(5年間)</b>	36,566人	39,079人	42,309人	43,010人	41,569人	33,049人	199,016人 94.8%
2	紹介予定派遣の事業所数	<b>全事業所数の10%</b>	2.6%	2.4%	3.1%	3.5%	4.1%	数値集計中	
3	キャリアアップ助成金を利用して正規雇用に転換した労働者数	<b>2,300人(5年間)</b>	239人	345人	529人	639人	1,288人	315人	3,116人 135.5%
4	差別的取扱いの禁止や均衡待遇等に重点を置いた計画的な報告徴収の実施	<b>700件(5年間)</b>	－	141事業所	197事業所	144事業所	79事業所	61事業所	622事業所 88.9%
5	ユースエール認定企業の数	<b>14社(5年後)</b>	－	2社（年度末時点）	4社（年度末時点）	8社（年度末時点）	16社（年度末時点）	16社（年度末時点）	16社 114.3%

## 【取組実績】

## (1) 求職者等へのアプローチ

① 非正規労働者に係る取組み			
番号	取組	取組内容	令和2年度の実績
1	求職者等対象の労働条件説明会の開催	ハローワーク管轄地域ごとに求職者等を対象とした労働条件説明会を定期的に開催し、雇止め法理や派遣労働等のしくみなど非正規労働者に係る留意点等について周知する。	○令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から求職者等向けの説明会は休止した。
2	求人情報の提供や応募書類の作成支援等	ハローワークにおいて、求職者担当者制によるきめ細かな職業相談等を行ったうえで、求人情報の提供や応募書類の作成支援等を実施し、必要に応じて公的職業訓練の受講勧奨及び受講あっせんを行う。	○専任の担当職員を決めた職業相談等（担当者制）を実施。担当者制により同一の担当者が継続的に支援を行うことで、対象者のニーズや特性に応じたきめ細やかな職業相談等を行い、求人情報の提供や応募書類の作成支援等を個別に実施。就職に先立ち新たな技能・技術の習得が必要と判断される者に対しては、積極的に公的職業訓練の受講勧奨とあっせんを行った。令和2年度の公的職業訓練への受講あっせん件数は1,365件となった。
3	事業所見学会や面接会等への参加勧奨	ハローワーク等で実施する正社員就職を前提とした事業所見学会や面接会等への参加を促す。	○ハローワークでは、正社員限定の面接会を開催するほか、開催場所や開催規模を工夫し、求職者の確保に努めた。 ○事業所見学会では、仕事を体験したり、職場で働く方との意見交換を行うなどの取組みも行った。
4	地方自治体との一体的実施機関における対応	地方自治体との一体的実施機関において、より安定した就職ができるよう地方自治体の支援メニューを複合的に活用し、専門の相談員による職業相談を行い、必要に応じて公的職業訓練の受講勧奨を行う。	○予約による職業相談及び個別支援を実施（1施設を除く）。地方公共団体の所有する保育情報等の活用や各種セミナーを開催する等、積極的な相互の連携により早期就職支援を実施。 ○令和2年度の一体的実施施設（ハローワーク）の紹介による正社員就職件数は、88件となった。
5	保育士、介護士の確保	保育士、介護士については関係機関との連携の下、退職されブランクのある者を対象とした講習会の実施や施設見学の充実を図る。	○保育士については滋賀県保育協議会等と、介護職については市町や社会福祉協議会等と連携し、管理選考やガイダンスを開催した。令和2年度は保育士関係で4回、介護職では59回開催した。 ○各ハローワークでは年間を通じて福祉の職場見学会等を実施した。
6	「無期転換ルール」についての周知	労働契約法に基づく「無期転換ルール」について、あらゆる機会を捉え、周知を図るとともに、無期転換の権利に関する相談が寄せられた場合は適切に対応する。	○平成30年度から無期転換ルールが本格的に稼働したことから、「労働条件説明会」等で周知を図ってきたが、令和2年度は同説明会が開催されなかったため、ハローワーク等においてリーフレットによる周知に努めた。 ○総合労働相談コーナーにおいて、関係リーフレット等を活用し、利用者への周知を行った。

## ② 若者等に係る取組み

## ア ハローワーク等による取組

番号	取組	取組内容	令和2年度の実績
1	ハローワーク、滋賀わかもの支援コーナーでの対応	ハローワーク、滋賀わかもの支援コーナーにおいて、就職支援ナビゲーターが中心となってフリーターなどの正規雇用化を促進するとともに、職場定着支援を行い、必要に応じて公的職業訓練の受講勧奨及び受講あっせんを行う。	○就職支援ナビゲーターが中心となり、対象者のニーズに応じたきめ細やかな支援を実施した。 ○滋賀わかもの支援コーナーでの就職者は、令和2年度は913名(うち正規729名)となった。 ○若者支援窓口(2所)での就職者は、令和2年度は1,415名(うち正規731名)となった。
2	「滋賀新卒応援ハローワーク」の利用促進	しがヤングジョブパーク内「滋賀新卒応援ハローワーク」を積極的に周知し、利用を勧奨すると同時に、必要に応じて求職者担当制による職業相談・職業紹介等の継続的な個別支援を行う。	○就職支援ナビゲーターを中心として、求職者担当制による応募前から就職決定、さらに定着支援まで継続的な個別の支援を実施した。 ○滋賀新卒応援ハローワークでの就職者は、令和2年度は522名(うち正規475名)となった。
3	学卒ジョブサポーター（R2年度から就職支援ナビゲーター）の学校訪問	学卒ジョブサポーターが定期的に学校訪問し、ニーズの把握、情報提供、個別相談等による就職支援を行うとともに、就職後の定着支援を強化する。	○担当する就職支援ナビゲーターを学校ごとに選定し、定期的な訪問を実施している。また、学校からの依頼により随時学校における出張相談の機会を設けている。 ○令和2年度の出張相談回数は38回、学生との相談人数は延べ85人となった。

② 若者等に係る取組み			
イ 関係機関との連携による取組			
番号	取組	取組内容	令和2年度の実績
1	就職相談会、就職面接会等の開催	適性に合った就職ができるよう地方自治体、産業界、学校等と連携した就職相談会、就職面接会等を開催する。	○令和2年度は、大学生等を対象とした就職面接会を2回開催。1回目はオンラインでの実施で、参加企業105社、参加学生等144名、2回目は対面式で実施し、参加企業30社、参加学生等85名であった。また、高校生を対象とした就職相談会を1回開催し、参加企業40社、参加生徒54名であった。
2	「地域若者サポートステーション」と連携した学校中退者等の支援	「地域若者サポートステーション」と連携し、若年無業者及びその家族への支援を行う。また、就職氷河期世代の無業者を対象とした新たな支援モデル事業を実施する。【モデル事業については平成30年度から実施】	○学校中退者向けパンフレットを配布し、対象者をハローワーク、地域若者サポートステーションに誘導した。地域若者サポートステーションにおける新規登録者数288人、相談件数3,471件、就職者数167人となった。（令和2年度計）
3	大学等における労働法制の普及等に関するセミナー・講義の実施	労働関係法令の基礎知識の周知等を図るため、県内の大学等と連携し、学生・生徒等に対する労働関係法令の知識の付与を積極的に推進する。	○令和2年度は、県内11大学（学部）と2専門学校に労働法セミナーの開催を働きかけ、1大学（20名）で実施したほか、新型コロナウイルス感染症の影響により実施が困難となった9大学・1専門学校にはオンライン学習の資料提供を行った。 ○高校生に対する労働法の講義は労働基準部及び職業安定部が担当し、合計3回実施した。（計360名参加）

③ 地域における正社員転換の取組			
番号	取組	取組内容	令和2年度の実績
1	滋賀県策定の地域雇用開発計画に基づく助成措置の活用による求職者の就職支援・企業の人材確保等と「滋賀発の産業・雇用創造推進プロジェクト」での「高度モノづくり・環境」・「食料品」分野を対象とした合同企業説明会等の実施	滋賀県が策定した地域雇用開発計画に基づく助成措置の活用により求職者の就職支援及び企業の人材確保を図る。	○同意雇用開発促進地域として、平成27年4月10日から東近江、甲賀、草津所管轄地域が、平成30年4月1日から大津所（高島出張所を含む）管轄地域が、それぞれ3年間指定 ○地域雇用開発助成金地域雇用開発コース支給実績 計画受理 6件 支給決定 9件 13,285,000円

## (2) 事業所等へのアプローチ

① 非正規雇用労働者に係る共通した取組			
番号	取組	取組内容	令和2年度の実績
1	経済団体等への働きかけ	経済団体、事業主に対し、積極的な待遇改善の働きかけを行う。	○労働局幹部が経済団体に対して、助成金の周知依頼や働き方改革関連法の施行状況の説明を行った。 ・経済団体（4団体）を訪問し、待遇改善や生産性向上に係る助成金の周知依頼を行った（6月1回）。 ・経済団体の各種委員会、各種懇談会の場で、各種助成金の周知依頼や働き方改革関連法の施行状況の説明を行った（7月1回、8月1回、1月2回）。
2	短時間・有期契約労働法及び労働者派遣法の円滑な施行に向けて丁寧な周知・説明の実施	雇用形態に関わらない公正な待遇を確保するため、令和2年4月から施行される短時間・有期契約労働法及び労働者派遣法の円滑な施行に向けて丁寧な周知・説明等を行うとともに、企業が雇用管理の改善に向けた自主的な取組を進めるよう積極的に支援する。	○同一労働同一賃金制度の取組手順に関する説明会を積極的に開催した。 ▪パート・有期法説明会（延べ12回・388事業場） ▪採用選考研修会における説明（延べ6回・393事業場） ▪派遣元事業主に対する説明会（延べ9回・132事業場） ▪他の機関が主催又は共催の説明会（4回・282事業場）
3	求人者に対する雇用管理指導等	ハローワークにおいて、求人者に対する雇用管理指導、正社員求人提出事業所の開拓や正社員求人へ変更の働きかけを行う。	○ハローワークの求人窓口において、「魅力ある職場づくり」について資料等を提示しつつ、生産性向上と人材確保をはかるための雇用管理にかかる指導を展開。 ○ハローワーク求人者支援員による求人開拓を実施。令和2年度は2,063件の正社員求人を開拓。 ○非正社員求人を提出している求人者に対して、最近の雇用失業情勢や求人動向を踏まえた正社員求人へのメリットについて十分に説明をし、正社員求人への変更の働きかけを実施。
4	人手不足が顕著な分野を対象とした重点的マッチング支援の実施	ハローワーク大津に設置された「人材確保対策コーナー」において、人手不足が顕著な分野を対象とした重点的マッチング支援を実施する。【平成30年度から実施】	○求人者、求職者の両面から総合的支援を展開し、人手不足が顕著な分野のマッチングの強化を図った。 ○対象分野の魅力発信、業界PRにも注視し、体験型の職場見学会等を実施した。 ○令和2年度のコーナーにおける対象求人充足件数470件、対象求職者の就職件数477件。
5	助成金を活用した非正規雇用労働者の正社員化、処遇改善に向けた取組の促進	キャリアアップ助成金等を周知し、助成金を活用した非正規雇用労働者の正社員化、処遇改善の取組を促進する。	○主にハローワークの求人窓口において、キャリアアップ助成金について事業主への説明、リーフレット等を配付した。令和2年度のキャリアアップ助成金（全コース）の支給決定件数は、260件であった。
6	労働基準関係法令の遵守徹底	事業場における基本的労働条件の枠組み及び管理体制の確立を図らせ、これを定着させるため、労働基準関係法令の遵守徹底を図るとともに、重大又は悪質な事案に対しては厳正に対処する。	○令和2年（1月～12月）において、労働相談を始めとした各種情報から把握した基本的労働条件の枠組み及び管理体制に問題があると考えられる事業場を含め、1,317事業場に対して定期監督等を実施し、労働基準関係法令違反が認められた940事業場に対して、是正に向けた指導を行った。また、重大又は悪質な事案5件を司法処分付した。
7	助成金を活用した仕事と家庭の両立支援の取組の促進	育児・介護休業等の両立支援制度を活用しやすい職場環境の整備に取り組む事業主を支援するため、「女性の活躍・両立支援総合サイト・両立支援のひろば」や両立支援等助成金（出生時両立支援コース、育児休業等支援コース、介護離職防止支援コース、再雇用者評価処遇コース）などを効果的に活用する。	○令和2年度は、労使団体、中小企業事業主への資料配布の他、当局ホームページ、関係機関広報誌への掲載や、滋賀働き方改革推進支援センターを通じた周知を行った。 ○令和2年度両立支援等助成金支給実績 ・出生時両立支援コース 98件 ・介護離職防止支援コース 13件 ・育児休業等支援コース 71件 ・代替要員確保コース 12件 ・その他（保育施設） 1件
8	「くるみん」「プラチナくるみん」認定の推進を通じた企業の次世代育成支援取組促進	「くるみん」「プラチナくるみん」の認知度向上や認定基準・認定のメリットについて広く周知を図り、企業の次世代育成支援に関する取組をより促進する。	○令和2年度は、当局ホームページへの掲載等により「くるみん」「プラチナくるみん」認定基準等について周知を図るとともに、行動計画の終期を迎える企業を中心に認定申請に向けた働きかけを行った。 ○認定件数（令和2年度未現在） ・くるみん 62件 ・プラチナくるみん 3件

9	労働者が妊娠・出産・育児休業等により不利益取扱いを受けることがない就業環境の整備	労働者が妊娠・出産・育児休業等により不利益取扱いを受けることがない就業環境の整備に向けて、関係法令の周知徹底を図り、法違反が疑われる事案を把握した場合には事業主に対して厳正な対応を行う。	○令和2年度は、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法に基づく報告徴収（均等法100件、育介法95件）時に、関係法令の周知徹底を図った。また、労働者からの相談において法違反が疑われる事案を把握した場合には、紛争解決援助制度等の利用が可能であることを説明し、利用勧奨を行った。令和2年度においては、妊娠、出産、育児休業等を理由とする不利益取扱い等の相談を端緒とする報告徴収を9件及び紛争解決援助を3件実施した。
10	職場のパワーハラスメントの予防、解決に関する周知	職場のパワーハラスメントの予防、解決に関する周知を図るとともに、パワーハラスメント対策導入マニュアルの普及、労使の具体的な取組の促進を図る。	○令和2年度は総合的ハラスメント対策として、以下を実施した。 ・職場におけるハラスメント撲滅月間（12月）における取組 特別相談対応窓口の設置（12月～3月）及び周知（プレス発表、市町等周知協力依頼、広報誌への寄稿） 相談件数191件 滋賀労働局デジタルサイネージを活用した啓発動画の配信 ・ハラスメント防止対策に関する法律説明会の実施（Web開催含む） 主催説明会 12回開催（のべ388名参加） 需給調整事集団指導における説明 9回実施（のべ132名参加） その他関係機関団体主催会議における説明 10回実施（のべ850名参加）
11	「セクハラ防止措置指針」の周知	セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメントの防止対策が進んでいない中小企業を中心として、関係法令の周知徹底を図り、実効のある防止対策が講じられるよう適切な指導を行う。	○令和2年度は、男女雇用機会均等法に基づく報告徴収時に、関係法令の周知徹底を図るとともに、事業主の講ずべき措置が講じられていない等法違反が認められた事業場に対して195件の助言指導を実施した。また、労働者からの相談においては、紛争解決援助制度等の利用が可能であることを説明し、利用勧奨を行った（セクシュアルハラスメント・マタニティハラスメントに関する紛争解決援助件数 5件）。指導や周知等の実施に当たっては、事業主が社内周知を行う際に活用できるポスター例を作成し、中小企業においても適切かつ迅速に措置を講じることができるようにした。

## ②「多様な正社員」の推進

番号	取組	取組内容	令和2年度の実績
1	雇用管理上の留意事項、就業規則の規定例及び好事例等の周知	職務、勤務地、勤務時間を限定した「多様な正社員」の普及・拡大を図るため、労働条件の明示等の雇用管理上の留意事項、就業規則の規定例及び好事例について、事業主等が多数参加する機会を活用して周知を行う。	○パート・有期法説明会（延べ12回・388事業場）及びワークショップ（延べ3回・7月、11月、1月）において、雇用管理上の留意事項等の周知を行った。 ○働き方・休み方改善コンサルタントが収集した取組事例については、「働き方・休み方改善ポータルサイト」を通じて紹介した。
2	企業内のルールの制度化に向けた助言や助成措置の情報提供	「多様な正社員」制度の導入や見直しを検討する企業に対し、パンフレットを活用するなどにより就業規則の整備等企業内のルールの制度化に向けた助言や助成措置の情報提供を行う。	○令和2年度は、働き方・休み方改善コンサルタントによる事業所への個別訪問を延べ64回実施し、多様な正社員制度等の導入について周知・啓発を行った。
3	キャリアアップ助成金等による環境整備	キャリアアップ助成金のメニューを活用し、「多様な正社員」という選択肢をとることができる環境整備を行う。	○主にハローワークの求人窓口において、キャリアアップ助成金について事業主へ説明、リーフレット等を配付した。令和2年度のキャリアアップ助成金（有期雇用・無期雇用から多様な正社員へ転換）の支給決定件数は3件、3人であった。

③ 対象者別の待遇改善 ア 若者に係る取組			
番号	取組	取組内容	令和2年度の実績
1	「労働条件ほっとライン」で受け付けた相談や情報への対応	「労働条件ほっとライン」で受け付けた相談や情報については、事案の内容に応じて監督指導等を実施するなど、必要な対応を行う。	○「労働条件ほっとライン」で受け付けた相談や情報に対しては、その情報の内容や確度を踏まえ、監督指導の対象事業場の選定等に活用するなど、必要な対応を行っている。これらの情報を活用し、令和2年（1月～12月）において、労働基準関係法令違反等が疑われる1,317事業場に対して、定期監督等を実施し、違反が認められた940事業場に対して、是正に向けた指導を行った。（再掲）
2	学生アルバイトの労働条件の確保に向けた取組	学生アルバイトの労働条件の確保に向け、事業主・業界団体への要請等に加え、学生・事業主に対するチラシ・冊子等での周知・啓発など情報発信の推進に取り組む。	○令和2年度は、滋賀労働局のホームページを通じて、「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンの広報を行った。 ○キャンペーン期間中、大学での労働法セミナーにおいて周知・啓発を行った。
3	「若者雇用促進法」の周知	「若者雇用促進法」（①新卒者の募集を行う企業に対する職場情報の提供の仕組み、②ハローワークにおける一定の労働関係法令違反に係る求人の求人不受理、③若者の雇用管理が優良な中小企業についての認定制度）の周知を図り、若者の雇用管理改善を促進する。	○新規学卒者を対象とした求人募集を行う事業所に配付する「手引き」に掲載する等により周知を行った。 令和2年度末時点でのユースエール企業数 16社。
4	「ユースエール企業」、「若者応援宣言企業」の普及促進	「ユースエール企業」の普及促進を図るとともに、認定取得企業の情報発信を後押しすることにより、企業が求める人材の円滑な採用を支援する。	○当局のHPIにユースエール認定事業所の一覧表・PRシート等を掲載し、情報発信を行った。また、新規学卒者を対象とした面接会では、参加優先枠を設定することで採用活動が円滑となるよう図った。

③ 対象者別の待遇改善 イ 派遣労働者に係る取組			
番号	取組	取組内容	令和2年度の実績
1	派遣元事業主及び派遣先に対し労働基準関係法令の周知	派遣労働者の法定労働条件の履行確保を図るため、労働基準関係法令の適用の特例を含め、派遣元事業主及び派遣先に対し労働基準関係法令を周知するとともに、その遵守の徹底を図る。	○情報提供等を端緒に法違反の疑いのある事業者に対しては、監督指導を実施し、違反が認められた場合には、派遣法に定める労働基準関係法令上の規程の責任区分に応じ、派遣先事業場又は派遣元事業場に対して、是正に向けた指導を行った。特に、大量の派遣労働者の中途解除が疑われた事案については、監督署と連携して指導を行った。
2	改正労働者派遣法の周知徹底と、定期的な訪問指導、訪問監督の実施	労働者派遣事業が適正に運営されるよう、改正労働者派遣法の周知徹底を図るとともに、定期的に訪問指導、訪問監督を実施する。特に派遣元事業所には、計画的な教育訓練や希望者へのキャリアコンサルティングを義務づけるとともに、派遣先事業所への直接雇用の依頼等の雇用安定措置を講ずることになっており、その円滑な施行に取り組む。また、許可申請・届け出処理等については、丁寧かつ適切に実施する。	○派遣元事業主、派遣先事業所合計232事業所に対して個別訪問等を実施し、同一労働同一賃金に係る改正労働者派遣法の周知徹底を行った。また、計画的な教育訓練の策定・実施を確認し、未実施・未計画の事業所に対しては速やかな計画の策定・対象者への実施を指導した。加えて、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響を注視し、派遣労働者の中途解除や契約不更新等が多く発生することが危惧されたことから、雇用調整助成金の特例措置の活用を通じて、休業や教育訓練を実施して、容易な雇止め、解雇等は行わず、雇用安定措置の履行確保に向け製造業務に多くの派遣労働者を派遣している派遣元に対して訪問による周知啓発を行い、他の派遣元には文書で要請を行った。
3	派遣先が派遣労働者を正社員として雇用する場合のキャリアアップ助成金の活用促進等	手続きの簡素化による紹介予定派遣の活用推進や、派遣先が派遣労働者を正社員として雇用する場合のキャリアアップ助成金の活用促進等を行う。	○労働行政説明会、年金事務所での報酬月額算定基礎届等事務説明会、労働保険事務組合連合会の事業主説明会等の機会を利用し、キャリアアップ助成金について事業主へ説明、リーフレット等を配付した。令和2年度、キャリアアップ助成金（派遣労働者の正社員へ転換）の支給決定件数5件、7人。
4	改正労働者派遣法の円滑な施行に向けて丁寧な周知及び事業主へのきめ細やかな支援の実施	令和2年4月から改正労働者派遣法が施行されることから、円滑な施行に向けて労使双方への丁寧な周知及び事業主へのきめ細やかな支援を行う。	○改正労働者派遣法の一層の周知については、雇用環境・均等室と連携して、現下の新型コロナウイルス感染症に伴う労働市場の状況への影響等を踏まえた令和3年度に適用される一般賃金水準の例外的取り扱いを中心に説明会を11月から12月にかけて開催した。（9回開催、117事業所、125名）。

③ 対象者別の待遇改善			
ウ 有期契約労働者に係る取組			
番号	取組	取組内容	令和2年度の実績
1	無期労働契約への転換ルールの周知	無期労働契約への転換ルールについて、リーフレットや無期転換取組事例集の配布、中小企業向けセミナーの実施等を通じて、その内容の周知を図り、無期転換ルールの円滑な運用や「多様な正社員」の普及促進やキャリアアップ助成金の活用促進により有期雇用労働者の正規雇用労働者等への転換を図る。	○平成30年度から無期転換ルールが本格的に稼働しており、令和2年度も引き続き各種説明会等により周知を図った。 ○総合労働相談コーナーにおいても、関係リーフレット等を活用し、利用者への周知を行った。
2	「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」の周知等	・労働基準法に基づく「期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項」の明示及び「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」に基づく雇止めの予告等について、周知徹底を図るとともに、監督指導、窓口相談等において使用者に対する指導を徹底する。	○労働相談等あらゆる機会を活用して、「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」の周知を行った。また、令和2年（1月～12月）において、1,317事業場に対して実施した定期監督等では、有期契約労働者を使用している場合には、確実に同基準が遵守されているか否かを確認し、同基準に基づく対応がなされていない事業場に対しては、専用指導文書の交付による指導を実施した。

③ 対象者別の待遇改善			
エ 短時間・有期雇用労働者に係る取組			
番号	取組	取組内容	令和2年度の実績
1	パートタイム労働法の履行確保及び令和2年4月から施行される短時間・有期雇用労働法の円滑な施行に向けて丁寧な周知	正規雇用労働者との「均等・均衡待遇」という考え方を事業主に浸透・定着させることが重要であり、パートタイム労働法及び労働契約法の周知、パートタイム労働法に基づく指導等により法の確実な履行確保を図る。さらに、令和2年4月から施行される短時間・有期雇用労働法第8条（不合理な待遇の禁止）及び第9条（差別的取扱いの禁止）の趣旨及び規定内容について、事業主や労働者に対する周知等を実施することにより、法の円滑な施行を図る。	○令和2年度は、パートタイム労働法に基づく報告徴収時に、関係法令の周知徹底を図るとともに、事業主の講ずべき措置が講じられていない等法違反が認められた事業場に対して助言・指導を実施した。 （実績）報告徴収：61件 ○同一労働同一賃金制度の取組手順に関する説明会を積極的に開催した。 ▪ パート・有期法説明会（延べ12回・388事業場） ▪ 採用選考研修会における説明（延べ6回・393事業場） ▪ 派遣元事業主に対する説明会（延べ9回・132事業場） ▪ 他の機関が主催又は共催の説明会（4回・282事業場）
2	職務分析・職務評価の導入支援・普及促進	正規雇用労働者と短時間労働者・有期雇用労働者の均衡の取れた賃金決定を促進するため、職務評価の実施ガイドラインの周知やキャリアアップ助成金の活用などにより、職務分析・職務評価の導入支援・普及促進を図る。	○令和2年度は、パートタイム労働法に基づく報告徴収時に、関係法令の周知徹底を図るとともに、職務評価の実施ガイドラインやキャリアアップ助成金に係る資料を配付して、職務分析・職務評価の導入等について勧奨を行った。
3	短時間労働者の均等・均衡待遇の確保等	雇用均等指導員を活用し、均等・均衡待遇に取り組むための具体的な方法や、企業の実態に応じた正社員転換制度等に関するアドバイスを行うとともに、短時間正社員制度等の情報提供により、均等・均衡待遇の確保を促進する。	○令和2年度は、パートタイム労働法に基づく報告徴収時に、関係法令の周知徹底を図るとともに、短時間正社員制度等に係る資料を配付して情報提供を行った。また、同法第13条に基づく正社員転換推進措置が講じられていない事業場に対しては助言指導を実施した。 （実績）報告徴収：61件（うち19件の事業場に対し、同法第13条に基づく正社員転換推進措置を講じるよう助言指導を実施。）